

議 第 5 号

一級河川における「中抜け区間」等の解消に  
向けた見直しを求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣  
国 土 交 通 大 臣  
あ て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

本県には、一級河川である千曲川、犀川及び天竜川において、国が管理する区間の中に県が管理する、いわゆる「中抜け区間」等が存在しており、本県や関係団体は長年にわたり、国の直轄管理区間に編入するよう要望してきた。

河川管理は本来、水系一貫主義が原則であり、国民の生命や財産を守り、安心・安全な国土を築くためには、広域的で重要な一級河川について、国が責任を持って確かな治水対策を行うことが必要である。

国においても、平成25年に閣議決定した「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」では、直轄事業の対象について、地方管理道路・河川の直轄編入を含め、必要な見直しを行うこととしているが、依然として中抜け区間等は解消されていない。

よって、本県議会は、国会及び政府において、河川の統一的な方針に基づく改良や維持管理、洪水対応等の適時的確な実施体制を確保するため、一級河川における中抜け区間等の解消に向けた見直しを早急に行うよう強く要請する。